

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年5月15日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎1101会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

- 第35号議案 一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について
- 第36号議案 一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について
- 第37号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について
- 第38号議案 一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について
- 第39号議案 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について
- 第40号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

2 出席委員

河合委員長 關戸委員 光崙委員 小川委員 中野教育長

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

服部教育文化部長 高崎教育文化部次長 杉山中央図書館長 吉川博物館長 堀総務課長
石原学校教育課長 堀学校給食課長 野田生涯学習課長 吉田スポーツ課長 安達教育指
定管理課長 志知図書館事務局長 伊藤博物館事務局長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

村瀬総務課副主監 平野総務課主査 松野総務課主任

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

委員長（午後1時30分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、5月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を關戸委員と小川委員のお二人にお願いいたします。それでは、4月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各 委 員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、4月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第35号議案 一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、ご説明をお願いいたします。

石原学校教育課長

第35号議案 一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第35号議案 一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第36号議案 一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

第36号議案 一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市の子どもの安全教育のあり方について提言を受けるため、一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第36号議案 一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第37号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第37号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会役員就任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出するものです。

(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第37号議案 一宮市社会教育委員の解職並びに委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第38号議案 一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第38号議案 一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、公民館長辞職のため一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

解嘱が4月18日で委嘱が5月16日ということはその間の期間は公民館長が不在であるということですね。

野田生涯学習課長

そのとおりでございます。委嘱行為が終わっておりませんので不在ということですよ。

委員

こういった事例はよくありますか。

野田生涯学習課長

2年ほど前に貴船公民館長さんが急にご逝去されたことがございました。この時も不在の期間がございました。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第38号議案 一宮市公民館長の解職並びに委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第39号議案 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、ご説明をお願いします。

中野教育長

本議案につきましては、私が委員に委嘱される議事でございますのでこの議事には参加いたしません。

安達教育指定管理課長

第39号議案 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

委嘱候補者は設置要綱第3条で委員5名をもって組織するとなっており、1号から4号までは市の職員でそれ以外は公認会計士、学識経験者ということですが、今回の候補者では市の職員以外の方の人数が多くなっておりませんが、今まで市の職員の比率はどういう構成になっていましたか。

安達教育指定管理課長

こちらの構成につきましては、従来から市の職員2名、公認会計士、学識経験者というかたちで弁護士さんと大学の先生方をお願いしております。例えば文化については、文化系の先生、スポーツ関係についてはスポーツを専門にしている大学の先生をお願いしており、市の職員2名、外部の方を3名という構成を従来から執らせていただいております。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。(中野教育長は採決に参加せず。)

委員長

採決に参加しない中野教育長を除いて全員賛成ですので、第39号議案 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第40号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

受付番号第11号から第15号について後援内容説明。

野田生涯学習課長

受付番号第13号から第16号について後援内容説明。

吉田スポーツ課長

受付番号第8号から第11号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

生涯学習課第14号でマーシーアートとありますが、どのようなものか説明をお願いします。

野田生涯学習課長

マーシーアートにつきましては美術造形による療育と翻訳されております。実際に何を行うかということですが、絵を描いたりすることで機能訓練・想像力・集中力などの能力を育むことが目的とされております。具体的には、絵画の場合はキャンパスにペンや筆を使い自由に絵を描く。工作ですと粘土、葉っぱなどを用い画用紙に貼りつける。書道は、書を書く。そのようなことを通じて障害者の方が療育開発を行うとされております。

委員長

他に何かございませんか。

委員長

生涯学習課第15号の子育て&コミュニケーション講座&絵本ワークショップについてですが、これは講座ということで参加料が3,000円ですか。また、絵本ワークショップの内容を説明してください。

野田生涯学習課長

ワークショップの内容ですが、午前の部で子育て講座と絵本のワークショップ講座が行われます。絵本につきましては読み聞かせのようなものが増えると聞いております。午後の部はコミュニケーション講座と絵本の読み聞かせが行われます。受講料は3,000円と少し高いように思われますが、募集はそれぞれが25組の親子ですので人数が

少ない関係で3,000円となっております。収支予算書を見ますと利潤が出るかたちではありません。全員参加となった場合でも3,000円の50名で15万円です。大きなところでは、講師謝礼が45,000円で共催団体の大阪の講師を呼ぶ講師料です。それに伴う交通費が10,000円。iビルの会場使用料が8,400円でマイクの使用料が4,600円かかります。これらの費用に印刷製本費を合わせますと15万円の支出となります。なお、勧誘行為等はしないように申し上げてあります。

委員長

絵本を売るということはありませんか。

野田生涯学習課長

絵本は売っておりません。ワークショップの資料として教材費として15,000円の経費があがっております。50人分で15,000円ですので1人300円でございます。高価なものを販売することはありません。

委員

同じ生涯学習課第15号の許可基準について、許可基準が(4)となっておりますが、主催がジョイクラブと一般社団法人ということで、(4)の公益法人及びこれに準ずる団体の範囲内に入ってきますか。場合によれば(4)よりも(7)の教育委員会が適当と認めた事業に入るようになってきませんか。そういった意味で一般社団法人ミロス子育てクラブクリスタルハーモニーについてももう少し詳しく説明してください。

野田生涯学習課長

公益法人及びこれに準ずる団体の中に一般社団法人を入れさせていただいております。これにつきましては、一宮市教育委員会後援名義使用許可基準事務取扱いが平成23年4月1日にできております。この事務取扱いで公益法人及びこれに準ずる団体の中に一般社団法人が示されております。共催で一般社団法人が入っておりますのでこれを適用して(4)をつけさせていただきました。クリスタルハーモニーにつきましては、本部は大阪市にございます。設立は2011年12月でございます。できたばかりの団体です。ホームページでは子育てやいじめ問題で悩まれた母親たちがミロス式子育てに救われていると書かれています。ミロス式子育てとは、アメリカのロスコという方が提唱したミロス理論に基づいて子育てにあてはめたものです。いろいろな人間関係とか子育ての悩みを、悩みとして感じる考え方そのものを発想の転換を図ることで問題解決を図っていくことのようなのです。こういった方法で悩みを克服できた人たちが集まってできたのがクリスタルハーモニーという団体です。今回招かれる予定の講師も実際非常に苦労なさった人で、自身が乗り越えた経験等を伝えていきたいというのが活動の根っこということでホームページ等でも記載があります。

委員

最近公益法人を設立するのに要件が厳しくなっております。移行しようとして移行できなかったところがあったりというようなことが起こってきています。この基準をどういうふうにとどこまで運用していくのか。かつての基準に一般社団法人が入っていることを生かすかどうかの判断がしてあり、許可基準が現在の状況にあったものになっていきますか。許可基準が合わなくなっていることはありませんか。

高崎教育文化部次長

公益法人及びこれに準ずる団体につきましては、平成23年4月にどういう団体にする

かの検討をしております。許可基準のところに記載してありませんでしたのであいまいで申し訳ありませんでした。公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（共に非営利型法人に限る）、また、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人（通称NPO法人）、更正保護法人を（４）の公益法人及びこれに準ずる団体にあてはめるという検討を行ってまいりました。今後は許可基準にこの表記を付け加えさせて頂いてより分かりやすくするようにさせていただきます。

各 委 員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第40号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報 告 事 項

堀総務課長

教育委員行政調査について

石原学校教育課長

6月定例教育委員会後の市長・小学校長との懇談会等について、関係職員名簿について、小学校の学年閉鎖について

そ の 他

堀総務課長

6月・7月・8月・9月・10月・11月の定例教育委員会の日程について、いちのみやの教育を考えるシンポジウムについて、愛知県市町村教育委員会連合会総会・研修会について

閉 会 宣 言

委員長

これをもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員